

第 4 回 共同研究会 記録

年間テーマ 現代日本人の生き方を考える
第 4 回テーマ 国家と自由
日 時 昭和 47 年 10 月 14 日 (土) 13:30 — 16:30
提 案 者 研究生 湯 浅 信 伍 前 川 清 一
研究員 戸 頃 重 基
司 会 橋 本 芳 契

提案 1 湯 浅 信 伍

国家に対する考えが、戦前の教育を受けた人と、今の若い人との間で、困乱を呈しているが、国家とは、近代的要求に応じて、そのしくみを律するきまりをもっていて、それによって、国家の秩序、権威が保たれており、国民も又保障されている。そのような国家において、自由の展開は、保障された自由を高め、個人的な深まりを増すという所に見られなければならず、今日の国法も、個人の深まりによって、変更廃止され、新しい国法が出来る所まで行かなければならないと思います。又、仏教では、鎮護国家と申しますが、戦争時における、仏教者の社会的使命について、お伺いしたいのですが。

提案 2 前 川 清 一

国家という言葉から連想しますのは、「お国のために、お役に立つ」ということです。そして、お役に立つということの根底にあるのは、道徳的な、忠君愛国ということではないかと思えます。自由ということについても、私は、公務員を退職して、政治的なことも語れるということで、自由というものを感じましたが、このように、公務員のように、自由といっても、制限されたものもあるのではないかと思います。又、今、いろいろな方面で、真の自由というこ

とが言われていますが、真の自由についても、いろいろ伺いたいです。

提案 3 戸 頃 重 基

今日の国家を考えるに、公害の問題なしには考えられない。先ほど、日本を企業国家というのはけしからんと、発言されましたが、国家＝政府と地方自治体と企業とにより、公害をまきちらし、国民を苦しめている、このように今日の国家の本質が企業と密着した、資本主義の国家である以上、それはいえることです。このような企業利益のために動く国家に、我々はもったいかりを感じなければならず、そして、そのような国家を改めたいかねばならない。今の 2 人の意見では公害問題が全々出てこないが、こういう具体的問題をふまえて、国家と自由を考えないと意味がない、又、国家とは、秩序整然たる大規模な武力によって、保証せられた、1つの集団です。

戦前、言われた、お国のため、というのは、天皇個人のためであり、国民のためではない。仏教の鎮護国家の国家も又、古典的な意味で、天皇である。このような歴史的意味を確信しなければならぬ。国家とは、国民のための国家でなければならず、一部の者の国家ではない。だから、我々は、国家の最高責任者と、亡命も

出来ない我々とは区別して考えねばならない。国家についても、自由についても、抽象的に考えるのではなく、具体的に、どういう国家について考えるか、誰の自由について考えるのか、でなければならぬ。そうでなければ、話が空転して、意味がない。

自由とは自律であり、それは秩序をもち、秩序を乱す、勝手気ままとは違ふ。そして自律できなければ、人間性は期待できず、国家権力の不法な介入すら許すことになる。また同時に社会の動きによる進歩にも眼を向けねばならない。

愛国心の究極は、特定の国を超えてことだが、今日は、まだ国家解消論をさけぶ段階ではない。そして、国民一般の幸せを考える国家のあり方を考える時、共通の話の場として、憲法をもってあげればよい。憲法の路線にしたがって、国家をみつめ、憲法の保障する進歩的自由を利用すれば、資本主義の法則で動かされている、国家のもつ矛盾を解消することができる。そして将来の国家の方向は福祉国家をめざすべきである。大切な事は、あくまでも国民のための国家であり、企業や総理大臣のための国家ではないということです。そして、お国のためということにさらされてきた我々は、開きなおって、国家とは何かということを知り、哲学的精神を持たねばならない。尚、国家とは、何かを知るに、国のはじまりの歴史を見ると、何か暗示的です。そこには、権謀術策が渦まいている。国家公務員についても、政府の奴隷なのではなく、税金を払い、国民に奉仕すべきもの、と考へ、自律しなければなりません。

自由ということばは、仏典の中にも見えますが、社会科学的意味をもつ開放と内面的意味をもつ仏教でいう解脱は統一して考えねばならない。そうすると、解脱の中にも社会科

学的意味をもってきていいのではないか。自立的な人間にならなければならないのに、現実が奴隷ならば、やはり、社会的、政治的から解放され、精神的自由の主体となって、そこで初めて、仏教の解脱による自由が出てくる。その自由とは、空であり、たとえば、水鳥は水に入っても、羽をぬらしていません、という、そういう境地です。でも、我々は差別にとらわれて、がんじがらめになっている。仏教はそういう考え方を否定していきます。そして仏教の目指すところは最終的には、人間の自由です。

解放されなければならないものが3つあります。第1は、現在、商品化されている人間の解放であり、第2に、民族の解放であり、第3に、日本の国民の60%を占める、労働者階級の解放である。そして、3つの解放のために、実力的ななさえとなるような国家を形成していかなければならない。

私の結論は、今の段階では、世界国家という前に、日本に、憲法にのっとった福祉国家を実現していかなければならないということです。

司会 国家と自由を問題にする場合、政治的側面が優先しますが、合わせて、社会教育の場から考えますと、文化、宗教、道徳としても考えられますし、経済上のこともからんできますが、皆さんに御意見がありましたら。

佐々木 橋本先生の仏教的立場からのお話を先に伺いたいのですが。

司会 恩という考え方がありますが、恩にはめぐみと恩愛という2つの意味があります。そして仏教用語としての恩は慈悲の意味です。江戸時代の仏教は封建的わくぐみの中で身動きがとれなくなって、明治になってもその延長上で、戦争時の仏教徒のぶざまな態度になったのでは

ないでしょうか。国家へのなじみが深かっただけに、うもれ方も深かったんですね。まして、国家ないし自由の問題では、教育勅語があまりにも支配的でした。

仏教の立場からする自由の問題は、究極的な人間のあり方である、解脱ということ、仏教におけるめぐみとは人間を仏にする精神的内容をもった、福祉です。今まで、我々の目は西洋ばかり見すぎてきましたが、東洋的なものを見のがさないようにしながら、西洋的なものは1つの真理として受けとめながら、そこに現実を考えながら勉強していくことに社会教育の実際があります。

佐々木 奈良時代までは鎮護国家が1つの標語として普及していたようですが。

戸頃 鎮護国家については最初にシヤカが国をどう考えていたかをおさえなければならぬ。又派によっても国のうけとめ方がちがう、その仏教が中国に入り国家と妥協した。これが鎮護国家です。そして、このような国家主義的仏教が統一に向かっていた大和朝廷に合っていたわけ。この場合、個人は全く考えられていない。そして、仏教と国家の癒着を不完全ながら切ったのが、鎌倉仏教です。

佐々木 それは、豊かに穀物が実るようにとか国民のために、お祈りしたように流布してま

すが。
戸頃 日本の仏教の源流は祈禱です。しかし祈禱と宗教は関係深いけど、両方をごっちゃにしてはいけぬ。

近江谷 PCPのことを聞くため、公書研究所に電話したら、すどいけんまくで、知らないといわれましたが、個人なんて相手に出来ないというのは、おかしいと思います。

戸頃 それは、個人と国家との関係で、私の

倫理感は、“個人は全体のために、全体は個人のために”ですが、戦後、個人尊重は抽象となって、すべてが集団となってしまった。だから、国家を覚醒するには、民主的な個人が集団となることです。それは、公害裁判の勝訴を見てもわかります。

近江谷 実際それでも、運動している人は少なく白眼でみられてますが。

戸頃 そこにあなたの存在理由があり、白眼視する人を説得することであなたの人間修業に帰ってくるのです。先覚者には常にいばらの道があります。

司会 人間の心理は、相手との関係で、うけとめたり、反発したりする。だから、人間はおしえによって、してならんこと、積極的にすべきことを学ぶ、そこに教育の意味があり、おしえにあづかることにより、我々は生活を新しくしていける。

直川 英国の王制と日本の天皇制についての相違を先生に伺いたいのですが。

戸頃 天皇制は、歴史的にかわっているが、人間宣言によって、人間的な立場に立った点で、英国と同じレベルに立ったが、日本の天皇は、民衆と接触少なく、天皇と国民の間に壁があるが、英国にはない。

福村 作家の有吉さんが、印税を全部、社会施設に寄付を申し込んだら、所得税などたくさんかかって、びっくりしたという記事がありました。これで福祉国家といえるでしょうか。又、外国では企業の利益を社会に還元しますが、日本では、なぜできないのでしょうか。又、政府も、それを助けることが、なぜ、できないのでしょうか。

戸頃 それは国家の本質が、福祉国家の方に向いていなくて、企業国家の方に向いているか

らで、又、官吏的な面が強いからです。今日の税務署などは、所得のはっきりしている、源泉徴収証の所得者から、しほり取り、企業や政治の力のかかっている宗教団体には弱いという、弱い者いじめの性格があります。だから、感覚的な物の見方をする今日、我々は理性をたぶらかされることなく、矛盾を見つめていかなければならない。

司会　　今の話で、社会福祉のために寄付をするのに、問題がおこるのは、基本的には宗教心の問題です。すべての人を幸せにするという、原点的なことが忘れられた場合、人間を、という単純な考えが、雑草のごとく、広く考えられなくなってしまったことに、関心を向けると税を関係している人も、人間をどう見るのか、税をどう見るのか、というところにもどる必要があるんじゃないでしょうか。さて、ここで前に発表いただいたお二人に、何か。

岩田　　あとから話の出た、具体的な事例をきいて、虫くいだらけになっている。国家の現状を誰が始末をすればよいか、という問題について、個人個人が、もっと眼をひからせて、日々の問題探求なり、実践をつみかさね、仲間をふやしていくことによらなければならぬと、感じました。

司会　　それは平生のそうした関心が選挙などで集約されて、少しずつでもいい方向に向かうということでしょう。それから、社会教育にもどると、私は、社会教育から、学校教育が生まれたことが忘れられているんじゃないかと思えます。歴史的にも、社会教育について、学制発布からはじまる、ということにとらわれなくて、より広い意味で考えなければならぬと思えます。では次に前川さん。

前川　　西田先生のお言葉「国家は道德の根源

であるが、宗教の根源ではない。なぜなら、国家は我々の心霊のきゅうざい者ではないから」の意味から、国土は穢土において、浄土をうつすものである。こういうことから、国土と浄土について、もう1度、聞きたいのですが。

戸頃　　西田哲学の道德の根拠は国家にあるという考え方は、戦前の物です。今日、憲法の本質から見ると、道德の根拠は良心の自由であり、民主主義を支えている、国民の意志の中にあるんじゃないかと思えます。少なくとも、国家ではありません。先ほど、お国のためといいましたが、戦争中の文献や私の経験では、天皇のためといって死んだ人はいません。家族の事を気にして死んでいます。その意味で、靖国の靈にむくいることは、平和です。

後藤　　前川さんが、お国のため、といひまして、戸頃先生が違ふとおっしゃいましたが、私も多分に、お国のためにつくす、という気持ちは、ありました。鎮護国家については、伝教大師がいったならば、その国家という意識は道義的なものではないでしょうか。憲法についても、天皇を国家の象徴として、認めれば、それ相当の尊敬をもってみるのが、憲法の本質ではないかという、気持ちもします。又、今日の困窮した国家を、誰がどうするか、ということは将来の日本を救うのは、教育であるということ、ふまえて、学校の先生はもちろんのこと、家庭の親も又、学校教育におんぶせす反省と責任をもって、立ち向かっていく時、1つの方向が出るのではないかと思えます。

戸頃　　戦前は、天皇と国家が明確でなかった。これは、いろんなことからいえることです。だからこそ、今、天皇と国家を明確にしなければならぬのです。又、伝教大師のいった、国家の意味は、明らかに、天皇です。天皇制につい

ても、象徴にととまる限り、問題ありませんが、明治憲法のような天皇にしようとする動きには、絶対反対せねばなりません。平和については、平和の概念は平常を維持しようとする人の平和と、それによって疎外されている人とが、対立していると、いうことです。家庭はおっしゃる通り、非常に大切ですが、現代の社会は、交通事故による孤児など、異常家族が増えているということをふまえて、政治的に、経済的に、どうするか、を考えていかねば、と考えています。

後藤 私は家のことをいったのでなく、幼児教育について、のべましたので。

戸頃 たとえば、ラッセルは、性教育は3才前後にしろとっていますが、これなどは、幼児教育の重要性にふれるのではないかと思います。

自由についても、政治学、社会学、経済学など、いろいろな人が研究していますが、その人たちが話し合える、広場というものが出来たら、統一されるのではないかと思います。又、欧州では市民社会は、社会科学とどうしてもそうせねばならないと集まった人とで成功させたとなっておりますが、日本でも、社会学を通して、私達は学べたと思ひまして。

司会 時間の関係もありまして、最後に戸頃先生に一言。

戸頃 あなたは、社会学と社会科学をごっちゃしていますが、社会学は社会科学の一分野です。御質問があまり、よくわからなかったのですが、社会現象を見るのに、社会科学が必要かというなら、それは、必要です。又、基本的人権と公共の福祉という、拡大解釈すると、互いに矛盾

するこの2つですが、公共の福祉がいわれるためには、基本的人権がまず、守られなければならない、しばしば、公共の福祉に名をかりて、人権を抑圧する人が出るが、これは全く、お国のためと同じで、これではいけないだ。

佐々木 もっとPRして、社会教育のこの場をもりあげればと思います。

司会 浄土についてですが、仏様の世界は、本来性という信念からすれば、浄土ですが、穢土にも出られます。その浄土を実現するためには、人間の浄心によって土が浄まるということが基本的にありますが、やはり問題は最後に自分自身にかえるから、おのれをつくして人のために役立つというそのおのれをつくすということの中に、自由や平等もあるんでは、と思います。

今日は戸頃先生には、御用意いただきその場で適切な御指導をいただきありがとうございます。途中から、おいそがしい中、いらしていただいた先生、一言を。

今日は「国家と自由」という大きな題で戸頃先生などの指導のもとで活発に話し合いをなされたと思いますが、皆様は、自分で主体的に受けとめていただければ結構です。又この問題はこれだけでいいという問題ではないので、来年に引きつぐということになれば結構だと思います。今日は橋本先生、戸頃先生、ありがとうございました。

司会 それでは、次の回に議事を送れると思います。今日は活発におわかりましたことを厚くお礼申し上げます。